

五木地域森林整備推進協定書（案）

令和 5 年 4 月 1 日

(名称)

第1条 この協定は、「五木地域森林整備推進協定」と称する。

(目的)

第2条 この協定は、五木地域の森林・林業の再生に向け、森林の多面的機能の高度発揮と資源の循環利用を図るため、協定者が連携、協力して団地化を推進し、合理的な路網の整備及び効率的な森林施業の実施に取り組むことを目的とする。

(協定対象地域の位置)

第3条 この協定の対象地域は別添「五木地域森林整備推進協定位置図」に示す八代市坂本町、球磨郡五木村及び相良村の水源林造成事業林、八代市坂本町及び球磨郡五木村、相良村及び山江村地域の民有林並びに内谷国有林 2081 林班外の森林とする。

(森林共同施業団地)

第4条 協定者は、第3条の協定対象地において、合理的な森林作業道等の開設や効率的な間伐などの森林整備を、民有林と国有林が一体となり、連携して実施できる区域について森林共同施業団地（以下、「施業団地」という。）を設定するものとする。

(実施計画)

第5条 施業団地において森林整備を推進するため、協定者は連携して、五木地域森林整備実施計画（以下、「実施計画」という。）を定めるものとする。

2 実施計画では、次に掲げる事項を定める。

- (1) 森林整備を行う森林の区域及び面積
- (2) 森林整備の目標に関する事項
- (3) 森林施業の集約化に関する事項
- (4) 森林施業の方法に関する事項
- (5) 路網整備及び管理に関する事項
- (6) 事業計画（年次別、所管別、事業区分別、区域別）
- (7) その他（地域材の需要拡大、下流住民に対する普及啓発又は林業事業者の育成強化に関する事項）

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、令和5年4月1日を始期とし、球磨川地域森林計画の中間年及び国有林施業実施計画の計画期間である令和10年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了に当たっては、協定者間で協議を行い有効期間を5年間延長できるものとする。その際、延長した5年分の実施計画を新たに定めることとする。

(協定の変更または廃止)

第7条 この協定の有効期間内に、諸般の事情により協定の変更または廃止の必要が生じたときは、協定者は協議の上、協定の変更または廃止できる。

(運営会議)

第8条 協定者は、協定事項を処理するため、協議の上運営会議を開催するものとする。

2 運営会議は次に掲げる事項を行う。

- (1) 本協定に基づく森林の整備に関する事業の実施に当たっての連絡調整
- (2) 路網の設置及び維持管理に関する連絡調整
- (3) その他協定の実施に関し必要な連絡調整

(集約化の推進)

第9条 協定者は、民有林における施業の集約化の推進にも資するよう、協定対象区域及び施業団地の区域の拡大についても検討することとする。

(その他)

第10条 この協定の運営に関し、本書に規定のない事項については、互いに協議したうえで決定する。

以上、この協定の実施に当たっては、互いに信義を重んじ誠実に履行することを約し、各協定者署名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年4月1日

九州森林管理局 熊本南部森林管理署長	〇〇 〇〇	印
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 熊本水源林整備事務所長	森林整備センター 秋好 泰至	印
住友林業株式会社 資源環境本部 森林資源部 日向森林事業所長	西木 稔大	印
九州横井林業株式会社 代表取締役	那須 主隆	印
王子木材緑化株式会社 大阪支店 日向営業所長	永里 義文	印
日本製紙株式会社 原材料本部長代理兼林材部長	廿日出 崇	印
日本製紙木材株式会社 西日本支店 八代営業所長	松田 一徳	印
熊本県五木村 村長	木下 丈二	印
五木村森林組合 代表理事組合長	平野 安美	印
木城林産株式会社 代表取締役	井川 彰	印
中国木材株式会社 代表取締役社長	堀川 保彦	印